

## VIII 企業組織再編に係る取扱い

東証では、企業再編の実施が申請会社の上場申請の妨げとなることなく、かつ、より申請会社の実態に近い財政状態及び経営成績に基づいた審査を実施するため、合併、会社分割、事業の譲受け等の企業再編により承継される事業が申請会社の事業の主体となる場合や株式交換・移転等により申請会社が持株会社となった場合においては、下記「a. 企業再編を実施した場合における審査上の取扱い等」に記載するような上場制度上の対応を図ることとしています。

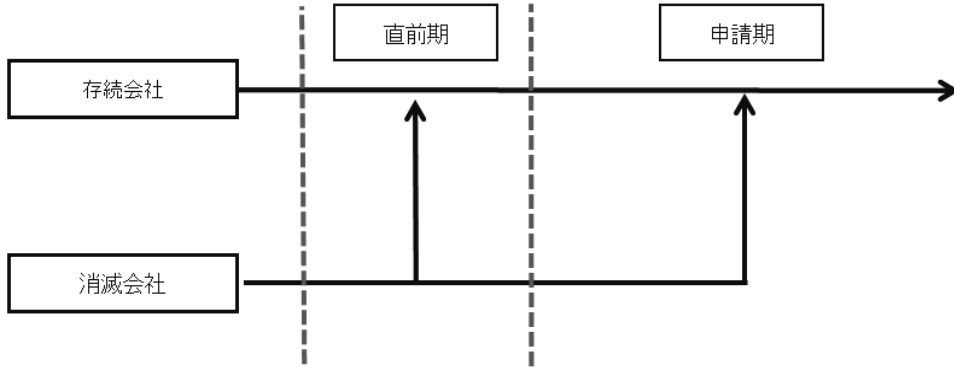
また、申請会社が合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡を実施することにより、申請会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える場合には、当該行為の前後における申請会社の財政状態及び経営成績の期間比較等が困難となることから、下記「b. 重要な影響を与える場合に提出を要する書類」に記載する書類の提出を求めると共に、当該書類を公衆縦覧に供することとしています。

(注) 「重要な影響」とは、申請会社の総資産の額、純資産の額、売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益（税金等調整前当期純利益）のいずれかの項目において50%以上の影響度を有する場合をいいます。具体的な算出方法等については、「有価証券上場規程施行規則別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」をご参照ください。

以下に、組織再編の実施により通常とは異なる取扱いを行う項目について解説します。

## a. 企業再編を実施した場合における審査上の取扱い等

## 1 合併



合併(注2)の時期		直前期	申請期
審査上の取扱い	「利益の額」	合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等(注3)に基づいて算定される利益の額を審査対象とする。(規則第212条⑥(9))	
	「純資産の額」	(Ⅱ 形式要件と同様の取扱い)	合併主体会社の四半期連結貸借対照表又は連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額を審査対象とする。(規則第212条⑤(1)、規則第212条⑤(6)の2a)
提出書類等	提出書類	合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等	
	監査意見等	要(合併主体会社に限る)	
	公衆縦覧	要	

(注1) 合併当事会社(新規上場申請者又は上場会社の子会社が合併を行っている場合には、合併当事会社及び新規上場申請者又は上場会社)のうち、存続会社、消滅会社に関わらず、事業規模の最も大きな会社をいいます。なお、この事業規模の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定されるものとします。(規則第2条③(3))

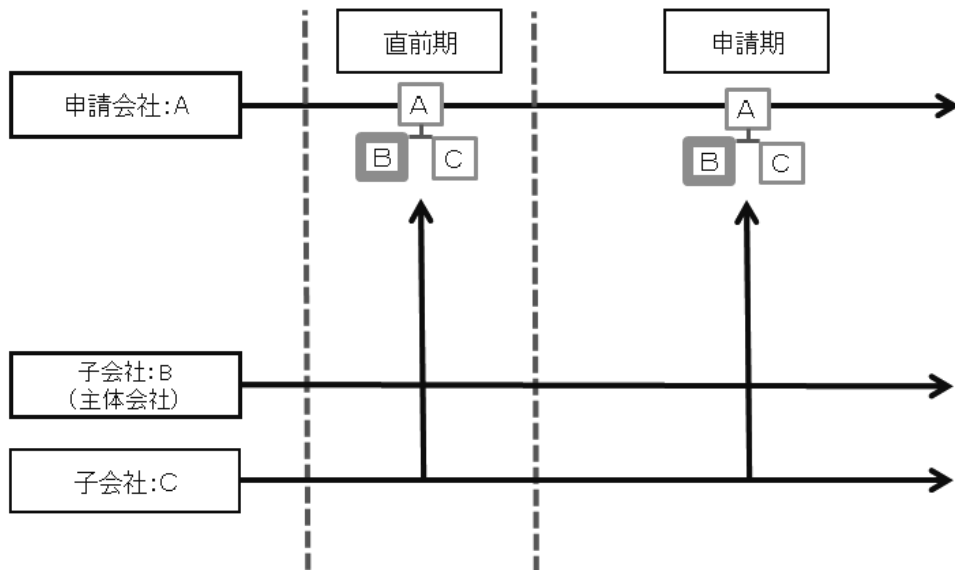
(注2) 申請会社の子会社が合併を行っている場合を含み、申請会社とその子会社又は申請会社の子会社間の合併を行っている場合を除きます。

(注3) 連結損益計算書等を作成すべき会社でない期間については損益計算書を審査対象とします。

(注4) 最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において、実体を有しない会社を存続会社とする合併を行っている場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書

(Iの部)」のうち当該合併以前の期間に係る記載内容については、当該合併によるすべての解散会社についても記載する必要があります。

## 2 持株会社化



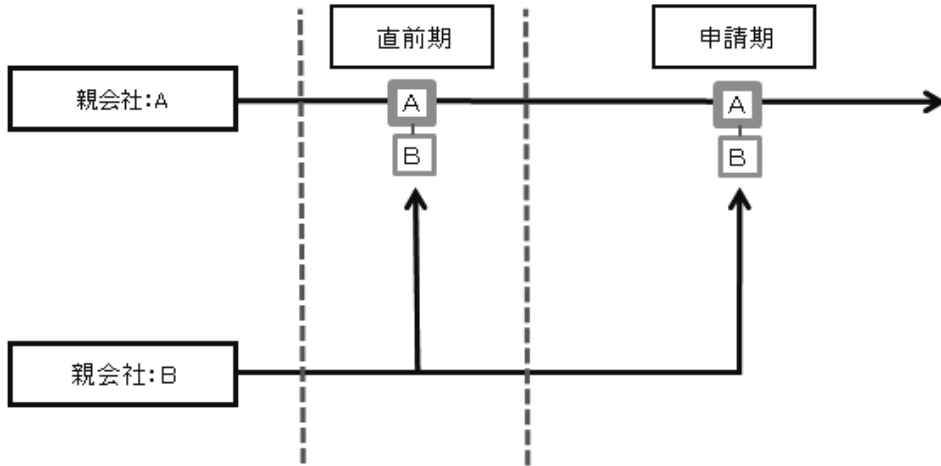
持株会社化(注1、2、3)の時期		直前期	申請期
審査上の取扱い	「利益の額」	持株会社になる前の期間については、子会社(注4)の各連結会計年度の連結損益計算書等に基づいて算出される利益の額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書等を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額)に相当する額を審査対象とする。(規則第212条⑥(10))	
	「純資産の額」	(II 形式要件と同様の取扱い)	子会社の連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(子会社(注4)が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額を審査対象とする。(規則第212条⑤(7)) (注5)
提出書類等	提出書類	持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書等を結合した損益計算書、連結貸借対照表を結合した貸借対照表	
	監査意見等	要	
	公衆縦覧	要	

(注1) ここでいう持株会社とは、持株会社として設立されたか否かにかかわらず、私的独占

の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 9 条第 4 項第 1 号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして東証が適当と認める国内の会社をいいます。

- (注 2) 他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除きません。
- (注 3) 最近 2 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に持株会社になった場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）」のうち持株会社になる前の期間に係る記載内容については、持株会社になった日のすべての子会社についても記載する必要があります。（規則第 204 条①（4）d）
- (注 4) 持株会社になった日の子会社に限りです。
- (注 5) 申請会社が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後持株会社となった会社である場合には、その子会社の四半期連結貸借対照表（「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出しない場合は「新規上場申請のための有価証券報告書」の連結貸借対照表。なお、当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は四半期貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額を審査の対象とします。

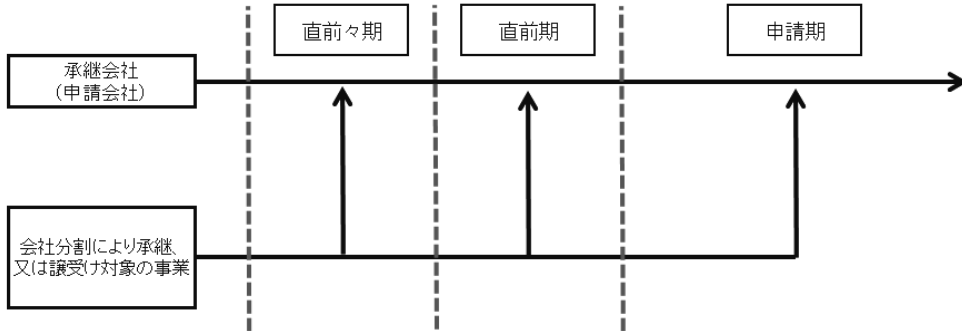
## 3 株式交換



株式交換(注2)の時期		直前期	申請期
審査上の取扱い	「利益の額」	株式交換前については、株式交換主体会社の連結損益計算書等(注3)に基づいて算定される利益の額を審査対象とする。(規則第212条⑥(9)の2)	
	「純資産の額」	(II 形式要件と同様の取扱い)	株式交換主体会社の四半期連結貸借対照表又は連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額を審査対象とする。(規則第212条⑤(1)、規則第212条⑤(6)の2b)
提出書類等	提出書類	株式交換当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等	
	監査意見等	要(株式交換主体会社に限る)	
	公衆縦覧	要	

- (注1) 株式交換当事会社(新規上場申請者の子会社が株式交換を行っている場合には、株式交換当事会社及び新規上場申請者)のうち、親会社、子会社に関わらず、事業規模の最も大きな会社をいいます。なお、この「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定されるものとします。(規則第2条③(3)の2)
- (注2) 申請会社の子会社が株式交換を行っている場合を含み、申請会社とその子会社又は申請会社の子会社間の株式交換を行っている場合を除きます。
- (注3) 連結損益計算書等を作成すべき会社でない期間については損益計算書を審査対象とします。

## 4 会社分割、事業の譲受け



会社分割 事業譲受の時期		直前々期	直前期	申請期
審査上の 取扱い	「利益の額」	-	事業の承継又は譲受け前の期間については、申請会社が当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る財務計算に関する書類に記載される「利益の額」に相当する額を審査対象とする。(規則第212条⑤(11))	
	注1 「株式の分布状況」	(Ⅱ 形式要件と同様の取扱い)		上場日における申請会社の株式の分布状況について審査対象とする。(規則第212条⑨(9))
	「純資産の額」	(Ⅱ 形式要件と同様の取扱い)		上場会社から承継する又は譲り受ける事業に係る財務計算に関する書類に記載される「純資産の額」に相当する額について審査対象とする。(規則第212条⑤(8))
提出書類等	提出書類	<最近2年間に承継又は譲受け前の期間が含まれる場合> 当該期間における他の会社からの承継又は譲受けの対象となる事業に係る財務計算に関する書類 (注2)(規則第204条①(14)、(16))		
		<最近2年間に承継又は譲受け前の期間が含まれる場合> 当該期間のうち、承継又は譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等 (規則第204条①(15)、(17))		
		-	分割に係る会社法第794条第1項又は第809条第1項に規定する書面の写し(規則第204条①(25))	
	監査意見等	要(注3、4)		
	公衆縦覧	要		

(注1) 申請会社が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合。※「利益の額」については、上記と同様。

(注2) いわゆる「部門財務情報」のことをいいます。

(注3) 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は有価証券上場規程施行規則別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添5「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続に基づく「部門財務情報に対する意見表明のための報告書」をさします。  
(規則第229条の8(2)、(4))

(注4) 金融商品取引法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書をさします。

## b. 重要な影響を与える場合に提出を要する書類

企業再編の時期		直前期	申請期
提出書類等	合併(注1)	合併当事会社に係る当該合併の日の属する事業年度の財務諸表等(合併当事会社に係る当該合併の日の属する連結会計年度の期間が6か月に満たないときは、当該合併の日の属する連結会計年度の直前の連結系会計年度の財務諸表等を含む)(規則第229条の3①(2)a-(a))	合併当事会社の当該合併の日の属する連結会計年度及び当該連結会計年度の前連結会計年度の財務諸表等(規則第229条の3①(2)a-(b))
		新規上場申請のための被合併会社等の概要書(規則第229条の3①(3)a)	
	子会社化及び非子会社化(注2)	当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の前日までの期間に係る、当取引所が適当と認める期間までの財務諸表等(当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間に係る、当取引所が適当と認める期間が6か月に満たないときは、当該期間の直前の連結会計年度等に係る、当取引所が適当と認める期間までの財務諸表等を含む)(規則第229条の3①(2)b-(a))	当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間及び当該期間の直前の連結会計年度等に係る、当取引所が適当と認める期間までの財務諸表等(規則第229条の3①(2)b-(b))
		子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び移動の理由等を記載した東証所定の「新規上場申請のための異動子会社に関する概要書」(規則第229条の3①(3)c)	
会社分割、事業の譲受け又は譲渡(注3)		分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類(分割の日の属する事業年度に係るものに限る。ただし、直前事業年度の末日の翌日以降において分割を行った場合及び分割を行った日の属する事業年度が6か月に満たない場合には分割を行った日の属する事業年度の直前の事業年度に係るものを含む)(規則第229条の3①(3)b-(a))	
		分割により継承される事業の概況及び分割の理由等を記載した東証所定の「新規上場申請のための会社分割概要書」(規則第229条の3①(3)b-(b))	
		譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類(譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度に係るものに限る。ただし、直前事業年度の末日の翌日以降において譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度が6か月に満たない場合には譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度の直前の事業年度に係るものを含む)(規則第229条の3①(3)d-(a))	
		譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した東証所定の「新規上場申請のための事業の譲受け(又は譲渡)概要書」(規則第229条の3①(3)d-(b))	
	監査意見等	要	
	公衆縦覧	要	

(注1) 申請会社の子会社が合併を行っている場合を含み、申請会社とその子会社又は申請会社の子会社間の合併を除きます。

(注2) 申請会社の子会社が分割を行っている場合を含み、申請会社とその子会社又は申請会社の子会社間の分割を除きます。

(注3) 申請会社の子会社が事業の譲受け又は譲渡を行っている場合を含み、申請会社とその子会社又は申請会社の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除きます。

(注4) 上記いずれの場合においても、東証が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用します。

